第６号・平成17年６月15日号

中条町・黒川村
合併協議会だより

○編集発行：中条町・黒川村合併協議会事務局　〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328　メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス　http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

新生 胎内市のシンボルマークはどれに!?

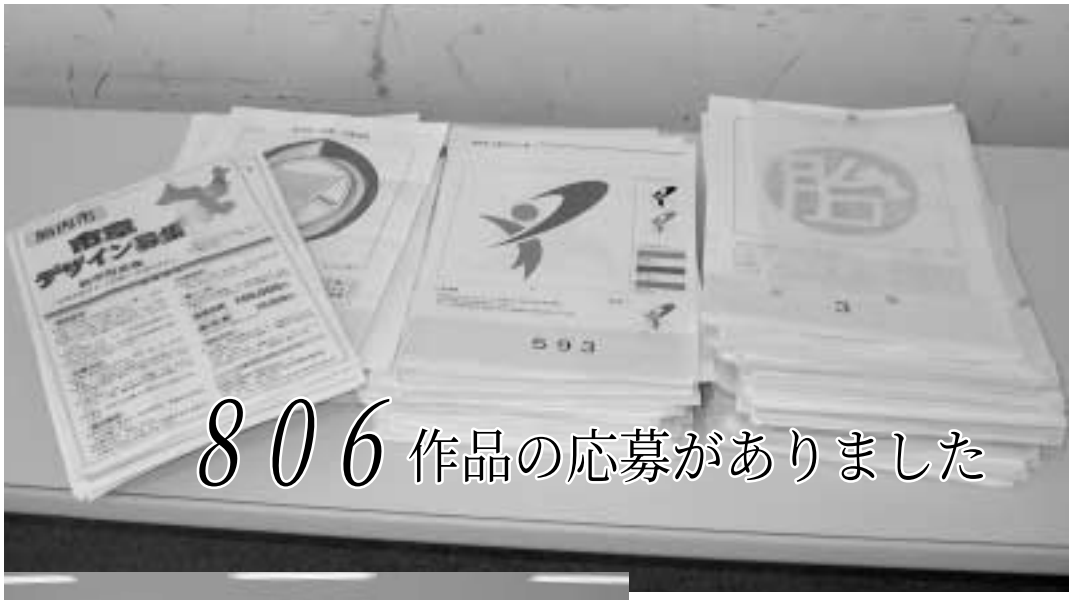

806作品の応募がありました

胎内市の市章募集に多数のご応募ありがとうございました。
４月１日から５月13日まで募集した胎内市市章については、両町村内をはじめ全国いたるところから８０６作品が寄せられました。現在、市章選考委員会で、選考を行っています。
新しい市章は、市章選考委員会で候補５点以内を選考し、合併協議会で決定される予定です。

（公募状況については次頁をご覧ください）

市章選考委員会

胎内市「市章」公募結果

○募集期間　平成17年4月1日(金)～5月13日(金)
○応募総数　８０６　点　(応募者数　５６０　人)

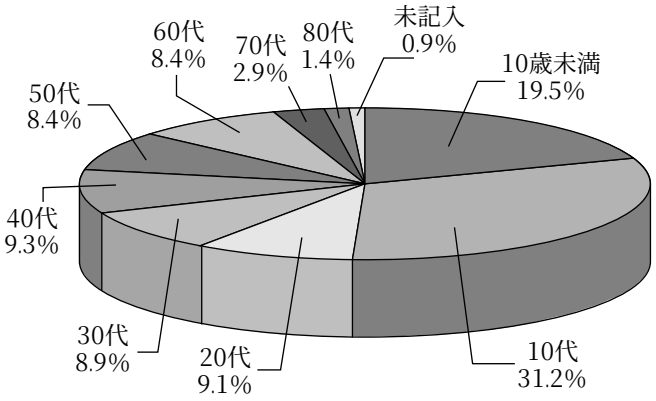

◆年代別

年　代	応募者数	割　合
10歳未満	109	19.5%
10　代	175	31.2%
20　代	51	9.1%
30　代	50	8.9%
40　代	52	9.3%
50　代	47	8.4%
60　代	47	8.4%
70　代	16	2.9%
80　代	8	1.4%
未記入	5	0.9%
計	560	100.0%

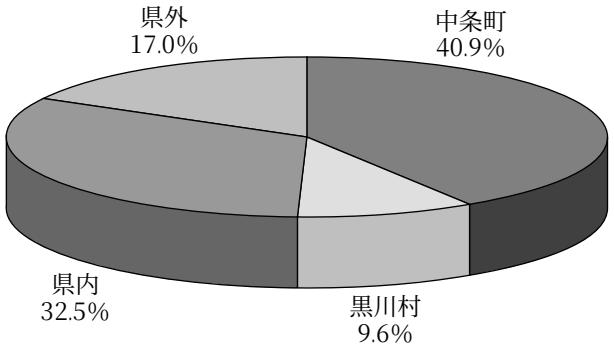

◆地域別

年　代	応募者数	割　合
中条町	229	40.9%
黒川村	54	9.6%
県　内	182	32.5%
県　外	95	17.0%
計	560	100.0%

市章選考委員会

中条町・黒川村合併協議会では、市章募集要項に基づき、市章選考委員会を設置しました。
委員会では、胎内市「市章」の採用候補作品五点以内を選考し、合併協議会へ報告します。

市章選考委員名簿　(敬称略)

	中　条　町	黒　川　村
協議会委員(議会代表)　２名	渡　辺　宏　行	布　川　嘉一郎
協議会委員(住民代表)　４名	佐　藤　廣　夫	佐　藤　ヒロ子
	小　野　貴　史	坂　上　隆　夫
町村が推薦する美術関係の知識を有する者　４名	高　橋　雅　男 (写真家、中条町美術協会会長)	小　谷　太一郎 (下越教育事務所指導主事)
	山　崎　順　平 (公民館運営審議会委員、日本画指導者)	山　田　友　明 (大長谷小学校校長)

市章決定までの流れ

4月1日　市章デザイン募集開始
5月13日　市章デザイン募集締切
5月25日　第一次選考
6月9日　第二次選考(候補5作品選出)
類似デザイン調査
6月下旬　合併協議会へ報告
合併協議会で最終選考

第7回協議内容

平成十七年五月三十日(月)、中条町産業文化会館において、中条町・黒川村合併協議会第七回会議が開催されました。

冒頭、新たに就任された二名の合併協議会委員の紹介があった後、会長である丸岡町長から挨拶がありました。

会議では、行政制度調整の案件の協議が行われ、その後、胎内市の事務組織・機構の取扱いの経過、市章の公募結果と選考状況、合併後の住所表記及び住所変更に伴う手続きについて、順次説明がありました。

【協議事項】

◇議案第十二号

行政制度調整「調整方針等の変更」について　(提案)

制度改正が行われた事務事業や新たに制度化された事務事業など計五項目の行政制度調整について、提案・説明が行われました。

■委員の就退任について

次のとおり委員の就退任がありました。

【中条町・議会代表】

(退任)諏訪松男委員

(就任)小田英夫委員

【黒川村・住民代表】

(退任)水澤信一委員

(就任)近藤重雄委員

■胎内市の事務組織及び機構の取扱いの経過について

合併協定書の方針に基づき、「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し合併時までに整備するため、現在両町村で協議しており、次回協議会において報告する予定であるとの説明がありました。

■市章の公募結果と選考状況

市章の公募結果と第一回選考委員会での選考状況について、報告されました。

第一次選考では、会場一面に八〇六点の作品が並べられた中で、一つ一つ作品を確認し選考され、最終的に十六作品にしぼられました。

■合併後の住所表記及び住所変更に伴う手続きについて

合併後の住所表記と住所変更により必要となる手続きについて報告されました。

(詳細は次頁をご覧ください)

〈事務局からお知らせ〉

ホームページ
合併協議会HPもご覧ください

http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/

胎内市「市章」選考の様子及び公募結果も掲載しています

胎内市誕生まで
あと78日
(平成17年6月15日時点)

平成17年9月1日
胎内市の住所表記はこうなります!!

電話番号は
郵便番号は
住所の地番は
} 合併後も変わりありません。

■中条町

※五十音順で掲載

9月1日からの住所表記	読　み　仮　名	現在の住所表記
胎内市赤川	あかがわ	北蒲原郡中条町大字赤川
胎内市あかね町	あかねちょう	北蒲原郡中条町あかね町
胎内市荒井浜	あらいはま	北蒲原郡中条町大字荒井浜
胎内市飯角	いいずみ	北蒲原郡中条町大字飯角
胎内市伊徳寺	いとくじ	北蒲原郡中条町大字伊徳寺
胎内市江上	えがみ	北蒲原郡中条町大字江上
胎内市江尻	えじり	北蒲原郡中条町大字江尻
胎内市大出	おおいで	北蒲原郡中条町大字大出
胎内市大川町	おおかわちょう	北蒲原郡中条町大川町
胎内市大塚	おおつか	北蒲原郡中条町大字大塚
胎内市小地谷	おじや	北蒲原郡中条町大字小地谷
胎内市表町	おもてちょう	北蒲原郡中条町表町
胎内市加賀新	かがしん	北蒲原郡中条町大字加賀新
胎内市北成田	きたなりた	北蒲原郡中条町大字北成田
胎内市北本町	きたほんちょう	北蒲原郡中条町北本町
胎内市乙	きのと	北蒲原郡中条町大字乙
胎内市協和町	きょうわちょう	北蒲原郡中条町協和町
胎内市草野	くさの	北蒲原郡中条町大字草野
胎内市久保田	くぼた	北蒲原郡中条町大字久保田
胎内市倉敷町	くらしきちょう	北蒲原郡中条町倉敷町
胎内市小出	こいで	北蒲原郡中条町大字小出
胎内市苔実	こけのみ	北蒲原郡中条町大字苔実
胎内市小舟戸	こぶなと	北蒲原郡中条町大字小舟戸
胎内市小牧台	こまきだい	北蒲原郡中条町小牧台

９月１日からの住所表記	読　み　仮　名	現在の住所表記
胎内市笹口浜	ささぐちはま	北蒲原郡中条町大字笹口浜
胎内市山王	さんのう	北蒲原郡中条町大字山王
胎内市塩津	しおづ	北蒲原郡中条町大字塩津
胎内市柴橋	しばはし	北蒲原郡中条町大字柴橋
胎内市清水	しみず	北蒲原郡中条町清水
胎内市下高田	しもたかだ	北蒲原郡中条町大字下高田
胎内市地本	じもと	北蒲原郡中条町大字地本
胎内市十二天	じゅうにてん	北蒲原郡中条町大字十二天
胎内市城塚	じょうづか	北蒲原郡中条町大字城塚
胎内市新栄町	しんえいちょう	北蒲原郡中条町新栄町
胎内市新舘	しんだて	北蒲原郡中条町大字新舘
胎内市新和町	しんわちょう	北蒲原郡中条町新和町
胎内市菅田	すげた	北蒲原郡中条町大字菅田
胎内市住吉町	すみよしちょう	北蒲原郡中条町住吉町
胎内市関沢	せきざわ	北蒲原郡中条町大字関沢
胎内市高野	たかの	北蒲原郡中条町大字高野
胎内市鷹ノ巣	たかのす	北蒲原郡中条町大字鷹ノ巣
胎内市高野村新田	たかのむらしんでん	北蒲原郡中条町大字高野村新田
胎内市高橋	たかはし	北蒲原郡中条町大字高橋
胎内市高畑	たかばたけ	北蒲原郡中条町大字高畑
胎内市竹島	たけじま	北蒲原郡中条町大字竹島
胎内市舘ノ越	たてのこし	北蒲原郡中条町大字舘ノ越
胎内市築地	ついじ	北蒲原郡中条町大字築地
胎内市築地新	ついじしん	北蒲原郡中条町大字築地新
胎内市土作	つちづくり	北蒲原郡中条町大字土作
胎内市つつじが丘	つつじがおか	北蒲原郡中条町つつじが丘
胎内市富岡	とみおか	北蒲原郡中条町大字富岡
胎内市寅田	とらだ	北蒲原郡中条町大字寅田
胎内市中倉	なかくら	北蒲原郡中条町大字中倉
胎内市中条	なかじょう	北蒲原郡中条町大字中条
胎内市長橋	ながはし	北蒲原郡中条町大字長橋

※上記はあくまで住所表記であり、町内名・集落名については従来どおり変更ありません。

９月１日からの住所表記	読　み　仮　名	現在の住所表記
胎内市中村浜	なかむらはま	北蒲原郡中条町大字中村浜
胎内市並槻	なみつき	北蒲原郡中条町大字並槻
胎内市西川内	にしかわうち	北蒲原郡中条町大字西川内
胎内市西栄町	にしさかえちょう	北蒲原郡中条町西栄町
胎内市西条	にしじょう	北蒲原郡中条町大字西条
胎内市西条町	にしじょうちょう	北蒲原郡中条町西条町
胎内市西本町	にしほんちょう	北蒲原郡中条町西本町
胎内市野中	のなか	北蒲原郡中条町大字野中
胎内市羽黒	はぐろ	北蒲原郡中条町大字羽黒
胎内市八幡	はちまん	北蒲原郡中条町大字八幡
胎内市八田	はった	北蒲原郡中条町大字八田
胎内市半山	はんやま	北蒲原郡中条町大字半山
胎内市東川内	ひがしかわうち	北蒲原郡中条町大字東川内
胎内市東本町	ひがしほんちょう	北蒲原郡中条町東本町
胎内市平木田	ひらきだ	北蒲原郡中条町大字平木田
胎内市平根台	ひらねだい	北蒲原郡中条町平根台
胎内市二葉町	ふたばちょう	北蒲原郡中条町二葉町
胎内市船戸	ふなと	北蒲原郡中条町大字船戸
胎内市古舘	ふるだて	北蒲原郡中条町大字古舘
胎内市星の宮町	ほしのみやちょう	北蒲原郡中条町星の宮町
胎内市堀口	ほりぐち	北蒲原郡中条町大字堀口
胎内市本郷	ほんごう	北蒲原郡中条町大字本郷
胎内市本郷町	ほんごうちょう	北蒲原郡中条町本郷町
胎内市本町	ほんちょう	北蒲原郡中条町本町
胎内市松波	まつなみ	北蒲原郡中条町松波
胎内市水沢町	みずさわちょう	北蒲原郡中条町水沢町
胎内市宮川	みやがわ	北蒲原郡中条町大字宮川
胎内市宮瀬	みやぜ	北蒲原郡中条町大字宮瀬
胎内市村松浜	むらまつはま	北蒲原郡中条町大字村松浜
胎内市桃崎浜	ももざきはま	北蒲原郡中条町大字桃崎浜
胎内市弥彦岡	やひこおか	北蒲原郡中条町大字弥彦岡

9月1日からの住所表記	読　み　仮　名	現在の住所表記
胎内市山屋	やまや	北蒲原郡中条町大字山屋
胎内市横道	よこみち	北蒲原郡中条町大字横道
胎内市若松町	わかまつちょう	北蒲原郡中条町若松町

■黒川村

9月1日からの住所表記	読　み　仮　名	現在の住所表記
胎内市黒川	くろかわ	北蒲原郡黒川村大字黒川
胎内市下江端	しもえばた	北蒲原郡黒川村大字下江端
胎内市東牧	とうぼく	北蒲原郡黒川村大字東牧
胎内市近江新	おうみしん	北蒲原郡黒川村大字近江新
胎内市蔵王	ざおう	北蒲原郡黒川村大字蔵王
胎内市切田	きった	北蒲原郡黒川村大字切田
胎内市塩沢	しおざわ	北蒲原郡黒川村大字塩沢
胎内市下館	しもたて	北蒲原郡黒川村大字下館
胎内市下赤谷	しもあかだに	北蒲原郡黒川村大字下赤谷
胎内市太田野原	おおたのはら	北蒲原郡黒川村大字太田野原
胎内市坪穴	つぼあな	北蒲原郡黒川村大字坪穴
胎内市栗木野新田	くりきのしんでん	北蒲原郡黒川村大字栗木野新田
胎内市夏井	なつい	北蒲原郡黒川村大字夏井
胎内市鼓岡	つづみおか	北蒲原郡黒川村大字鼓岡
胎内市坂井	さかい	北蒲原郡黒川村大字坂井
胎内市熱田坂	あつたざか	北蒲原郡黒川村大字熱田坂
胎内市宮久	みやひさ	北蒲原郡黒川村大字宮久
胎内市須巻	すまき	北蒲原郡黒川村大字須巻
胎内市下荒沢	しもあらさわ	北蒲原郡黒川村大字下荒沢
胎内市持倉	もちくら	北蒲原郡黒川村大字持倉
胎内市黒俣	くろまた	北蒲原郡黒川村大字黒俣
胎内市大長谷	おおながたに	北蒲原郡黒川村大字大長谷
胎内市小長谷	こながたに	北蒲原郡黒川村大字小長谷
胎内市鍬江	くわえ	北蒲原郡黒川村大字鍬江

※上記はあくまで住所表記であり、町内名・集落名については従来どおり変更ありません。

住所変更により必要となる手続きは？

９月１日付けで住所表示が「胎内市」に変わることにより必要となる手続き等について、お知らせいたします。

○市役所関係

項　　目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
住民票		住所変更の手続きは必要ありません。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 住　民　課
戸籍		本籍変更の手続きは必要ありません。	
住民票コード		住民票コードは合併後も変わりません。	
住民基本台帳カード	左記カードをお持ちの方	住所変更については、市役所または支所でカードの裏面に住所を記載いたします。	
印鑑登録証（印鑑手帳）	左記登録証（印鑑手帳）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新市の印鑑登録証はカード式です。旧町村のカードまたは手帳は無償で新市のカードに交換いたします。交換方法については、後日お知らせいたします。	
外国人登録証明書	左記の証明書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 市役所または支所への来庁時、申し出により住所変更を裏書き等で修正いたします。	
公的個人認証サービス （電子証明書）	左記の証明書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
国民健康保険被保険者証 退職被保険者証（マル退） 修学中の者の被保険者証（マル学）	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい被保険者証をお使いください。	
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 ９月１日からは被保険者証の中に印字されます。そのまま使用できます。	
国民健康保険標準負担額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい認定証をお使いください。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受療証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受療証をお使いください。	
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受給者証をお使いください。	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい認定証をお使いください。	
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受療証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受療証をお使いください。	
介護保険被保険者証	介護認定を受けている方	（中条町民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 これまでの被保険者証はそのまま使用できます。 （黒川村民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい被保険者証をお使いください。	
	介護認定を受けていない方	住所変更の手続きは必要ありません。 被保険者証はそのまま保管してください。	

項　　目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証 社会福祉法人等利用者負担減免確認証	左記の認定証、確認証をお持ちの方	（中条町民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 これまでの認定証、確認証はそのまま使用できます。 （黒川村民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証、確認証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい認定証、確認証をお使いください。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 住　民　課
老人医療費受給者証（県老） 限度額適用認定証（県老）	左記の受給者証、認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証、認定証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受給者証、認定証をお使いください。	
乳幼児医療費受給者証 （乳・県幼・単幼）	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受給者証をお使いください。	
ひとり親家庭等医療費受給者証 （県親）	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を８月末までに郵送しますので、９月１日からは新しい受給者証をお使いください。	
重度心身障害者医療費受給者証 （県障）	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	新市で出来る限り速やかに住所の書き替えを行います。その場合、原則として本人から「身体障害者手帳交付申請（届出）書」を提出してもらうことになります。 なお、書き替えについては、対象の方に後日ご連絡します。	
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新する時に書き替えを行います。 なお、特に希望する方には更新前でも書き替えを行います。その場合、「療育手帳変更届」を提出してもらうことになります。	
犬の登録	犬の飼い主の方	住所変更の手続きは必要ありません。	
精神障害者医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給資格証を３月末までに郵送しますので、４月１日からは新しい受給資格証をお使いください。旧住所の受給資格証は使用できません。	中条町役場 健康開発課 黒川村役場 住　民　課
交通災害共済	交通災害共済加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	中条町役場 総　務　課 黒川村役場 総　務　課
原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレート	左記の所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、ナンバープレートは希望により、無償で交換いたします。	中条町役場 税　務　課 黒川村役場 企画財政課
町村税（町村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）	納税義務者	住所変更の手続きは必要ありません。 町村税はお持ちの納付書でお納めください。	
農業者年金	年金に加入・受給されている方	住所の変更手続きは必要ありません。	中条町役場 農業委員会事務局 黒川村役場 農業委員会事務局
水道・下水道	町村が管理する水道・下水道の加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 使用料はお持ちの納付書でお納めください。	中条町役場 上下水道課 黒川村役場 建　設　課
町村営住宅	入居者	住所変更の手続きは必要ありません。 住宅使用料（家賃）はお持ちの納付書でお納めください。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 建　設　課

新市では、合併証明書を発行する予定です。
通常は必要ありませんが、都合により土地・家屋登記簿の名義変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記、事務所の位置の変更等で必要になる場合があります。
書面交付（証明）手数料は無料とする予定です。

○国・県・その他の手続き

項　　目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
食品表示関係	容器包装に所在地を記載している加工食品等の製造者	食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）による製造者の表示は、合併日（９月１日）以降に製造されるものは、新市の住所で表示することが義務付けられていますが、合併後当分の間は、合併前の住所での表示が認められます。	○食品衛生法関係 新潟県福祉保健部 生活衛生課 （025-280-5205） ○ＪＡＳ法関係 新潟県農林水産部 食品･流通課 （025-280-5743）
郵便物の配達	郵便物関係	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旧町村名で住所が記載された郵便物であっても可能な限り調査の上、配達されることになりますが、できるだけ新住所を書いていただくよう差出人の方にお知らせ願います。	最寄りの郵便局
簡易保険	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	
郵便貯金	預金者	住所変更の手続きは必要ありませんが、通帳等の住所の訂正を希望される方は、合併後にお近くの郵便局に申し出ください。 なお、非課税制度ご利用の方は住所変更の手続きが必要です。	
車庫証明	普通自動車を所有されている方	合併後においても、すでに受けている車庫証明の住所・保管場所についての変更手続きは必要ありません。 また、黒川村は法律の改正がない限り従来どおり車庫証明の申請は必要ありません。	中条警察署 （0254-43-0110）
旅券（パスポート）	旅券をお持ちの方、または申請される方	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの『所持人記入欄』の現住所をご自身で訂正してください。 ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効になりますので、ご注意ください。 旅券（パスポート）発給申請のために申請する住民票・戸籍謄（抄）本は、発行後６ヵ月以内のものであれば、合併前のものでも使用できます。また、旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	新発田県民 サービスセンター （新発田地域 振興局内） （0254-22-8602）
国民年金・厚生年金の受給者	年金を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田社会保険 事務所 （0254-23-2125）
国民年金加入者	年金に加入されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
厚生年金加入事業者	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険（社会保険）	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、2町村に住所を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため交換（更新）が必要になります。なお、交換（更新）は、事業主を経由して行われます。	
精神障害者保健福祉手帳の記載事項の変更	手帳をお持ちの方	次回更新時に変更されますので、特別な手続きは必要ありません。	新潟県健康対策課 （025-285-5511 内線2661）
通院医療費公費負担患者票の記載事項の変更	患者票の交付を受けている方	次回更新時に変更されますので、特別な手続きは必要ありません。	
質屋営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県警察本部 生活安全企画課 （025-285-0110）
古物営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
風俗営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
鉄砲刀剣類所持許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
猟銃用火薬類譲受（譲渡）許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	

項　　目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
警備業の認定申請	申請をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県警察本部 生活安全企画課 （025-285-0110）
警備員指導教育責任者資格者証	資格者証をお持ちの方	住所所更の手続きは必要ありません。	
機械警備業務管理者資格者証	資格者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
不動産（土地・建物）登記簿	不動産を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ※不動産登記簿の表題部の所在については法務局が職権で修正します。また、その他所有者欄等の住所は職権での修正はしませんが、読み替え規定により、そのままでも問題はありません。 なお、新市名に変更を希望する方は、申請書を作成し提出することにより変更することができます。変更する場合、登記申請する際の登録免許税は免除されます。	新潟地方法務局 新発田支局 （0254-24-7101）
会社等の商業登記・法人登記等	会社・法人の代表者等	住所変更の手続きは必要ありません。 ※本店もしくは主たる事務所の住所については法務局が職権で修正します。	
	会社・法人等の印鑑カードをお持ちの方	引き続きご使用できます。 再発行の手続きは必要ありません。	
自動車運転免許証	運転免許証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 次回の運転免許証の更新申請の際に手続きしてください。 また、次回の更新前に変更を希望する方や証明関係等で変更が必要な方は、運転免許センターや最寄りの警察署の窓口で手続きをしてください。その場合、手数料は無料です。	新潟県免許センター （聖籠町） （025-256-1212）
自動車・オートバイの所有者・使用者の自動車検査証	普通自動車・250ccを超えるオートバイを所有または使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。 なお、新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を登録申請書に添付して申請することができます。申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 （025-285-3121）
軽自動車の届出済証	三・四輪の軽自動車を使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。（転売・廃車の場合は、問い合わせ先にご照会ください。）　申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 （025-275-5845）
オートバイの使用者の届出済証	125ccを超え250cc以下のオートバイを使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を記入申請書に添付して申請することができます。　申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所 （025-275-5704）
老人居宅生活支援事業の変更届	事業者	合併後３０日以内に住所変更届が必要です。	新発田地域振興局 健康福祉環境部 生活衛生課 （0254-26-9137）
老人デイサービスセンターの住所変更届	施設設置者	合併後３０日以内に住所変更届が必要です。	
指定居宅サービス事業者の住所変更	事業者	合併後１０日以内に住所変更届が必要です。	新潟県 高齢福祉保健課 （025-280-5190）
指定居宅介護支援事業者の住所変更	事業者	合併後１０日以内に住所変更届が必要です。	
指定介護療養型医療施設の開設者の住所変更	施設開設者	合併後１０日以内に住所変更届が必要です。	
ＮＨＫ（日本放送協会）の契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	ＮＨＫ新潟支局 （025-230-1651）
電話等の契約	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 また、電話番号も変更ありません。	ＮＴＴ東日本 （116）
電気料金・契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、名義変更等が必要な場合は手続きが必要となりますので東北電力窓口へご連絡ください。	東北電力 新発田営業所 （0254-22-3138）

○国・県・その他の手続き（続き）

項　　目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
都市ガス料金・契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田ガス中条支店（0254-43-4181）
公共職業安定所関係	雇用保険受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田公共職業安定所（0254-27-6677）
	雇用保険適用事業所	適用事業所関係についての手続きは必要ありません。	
労働基準監督署関係	事業主	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田労働基準監督署（0254-27-6680）
自賠責・生命保険関係	契約されている方	住所変更の手続きの必要の有無およびその手続き、必要書類等については、各保険会社に確認してください。	―
各社公正証書（遺言）、会社の定款の認証	公正証書類を作成されている方	住所の変更手続きは必要ありません。 合併前に作成された公正証書は、合併後においてもすべてそのまま有効です。 なお、合併前に作成済みの公正証書に基づき、合併後に権利義務を実行する場合には、新住所の住民票等が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	新発田公証役場（0254-24-3101）
預金通帳・証書関係	通帳・証書等をお持ちの預金者等	各金融機関の普通預金通帳、定期預金証書などについては、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、当座預金、融資取引などがある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関窓口へお問い合わせください。	各金融機関（郵便局を除く）
キャッシュカード	カードをお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
クレジットカード	カードをお持ちの方	クレジットカード関係については、各クレジット会社に変更手続きの必要の有無等を確認してください。	―

合併後のごみ収集について

平成18年3月末までは、今までどおり中条町・黒川村それぞれのごみ収集カレンダーに従って出してください。4月以降のごみ収集カレンダーについては、新たに作成し事前に全世帯に配布いたします。

また、ゴミ袋については、中条町・黒川村のものをそのままご使用ください。在庫がなくなりしだい胎内市のものに切り替えていきます。

【問い合わせ先】
中条町役場　町民福祉課
黒川村役場　住民課

協議会を傍聴しませんか

◇第８回合併協議会
と　き　６月21日(火)午後３時から
ところ　中条町産業文化会館

◇第９回合併協議会
と　き　６月28日(火)午後２時から
ところ　中条町産業文化会館

※受付は30分前から行います。
※傍聴はどなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村合併協議会事務局
〒959-2693　中条町新和町2番10号（中条町役場内）
TEL 0254-43-6327　FAX 0254-43-6328
E-mail　hokubugo@iplus.jp
URL：http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/